

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年4月6日付け4人第56号で行った公文書不開示決定については、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和4年3月28日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「福島県庁舎（福島県福島市杉妻町にある事業場）について、令和3年3月1日から5月31日まで（以下「対象期間」という。）の間に、労働安全衛生法（昭和25年法律第261号。以下「安衛法」という。）の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」という内容で、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、本件開示請求に係る公文書（以下「対象公文書」という。）は取得・作成していないため保有していないとして、条例第11条第2項の規定により公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年4月14日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和4年6月22日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求の理由は、審査請求書によると、次のとおりである。

(1) 安衛法の規定について

ア 安衛法第13条第1項で、「事業者は、（中略）医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」とされており、それを受けて労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載が「毎月一回以上（中略）少なくとも二月に一回」とされている。

イ 公文書開示請求の対象期間は3ヶ月間なので、少なくとも2月に1回の頻度で巡視が行われているならば、少なくとも1件以上の巡視結果にかかわる資料があるはずである。

ウ つまり、本件処分では文書の特定が不十分である。

(2) 新型コロナウイルス感染症との関連について

ア 新型コロナウイルス感染症の感染拡大がある昨今、事業者は産業医にとりわけ安衛則第14条第1項第6号の「労働者の健康管理に関すること」に関する事項を行わせなければならない。

イ そのため、産業医の「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識」による指導も欠かせない。

ウ 県庁本庁舎の事業場での新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも産業医の作業場等の巡視は実施されてしかるべきであり、対象期間に産業医の作業場等の巡視を行っていないとすることは到底考えられない。

エ 現に令和3年6月2日に産業医としての健康管理医による作業場等の巡視が実施されており、対象期間でも同様に産業医の作業場等の巡視が行われているはずであるから、対象期間に対象公文書は必ず存在するはずである。

(3) 訴訟における証拠としての意義について

ア 産業医は外部の医師であるから福島県知事が費用を支出して巡視を委ねるものである。「作業場等の巡視の状況又は結果」に関し、産業医が自宅又は医療機関からの交通費や報酬の支払いのための資料として巡視の実施日が分かる資料はあつてしかるべきである。

イ また、産業医や事業者が法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の一つとなる重要な意味を持つ資料であるから、作業場等の巡視記録を産業医又は巡視に同行した職員が作成していると予想することは合理的である。

ウ 福島県文書等管理規則第3条において、「事案の処理は、文書等を作成して行わなければならない。2 前項の規定による文書等の作成は、当該事案の処理に係る経緯を含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、行わなければならない。3 第一項の規定にかかわらず、緊急に処理する必要がある事案、内容が軽易な事案その他やむを得ない理由がある事案の処理については、文書等の作成を省略することができる。」とされている。つまり、福島県において、基本的に公文書作成の措置義務がある。

エ 福島県が使用する地方公務員が、国家賠償法第1条第1項の規定により福島県の安全配慮義務違反を論点に訴訟を行う際、福島県の正当性を主張するためには産業医の作業場等の巡視を行った状況又は結果が分かる資料が必要になる。

オ 対象期間に、産業医による作業場等の巡視を行ったにもかかわらず記録が作成・保存されていないと、「当該事案の処理に係る経緯を含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証すること」が困難であり、訴訟の書証となり得る資料は「内容が軽易な事案その他やむを得ない理由がある事案」に該当し得ない。

カ それゆえ、対象期間に産業医による作業場等の巡視が実施されていたならば、公文書は必ず作成されているはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書について

対象公文書は、福島県庁舎（福島県福島市杉妻町にある事業場）について、対象期間の間に、安衛法の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が記載された公文書である。

2 不開示理由について

- (1) 福島県庁舎においては、対象期間の間に産業医による県庁舎内の巡視を実施しておらず、実施機関は巡視の状況又は結果が記載された公文書を作成していない。
- (2) 令和3年においては偶数月に巡視を実施したが、対象期間内の4月は、実施しなかった。
- (3) 令和3年4月に産業医による巡視を実施していない理由としては、年度初めの繁忙期であったこと及び健康相談や長時間勤務面接指導など、産業医が行わなければならない巡視以外の業務量が大変多く、そちらを優先していたためであった。
- (4) 以上のことから、実施機関においては、開示請求に係る公文書を作成していなかったため、公文書不存在による不開示決定を行った。
- (5) なお、これらの背景には、実施機関の法令に対する認識不足があり、実施機関は安衛法や安衛則に基づく適切な実施頻度について、見直しや検討を行わず、過去の事務処理を踏襲してそのまま毎年職場巡視を行っていたことが原因であると考えており、令和4年度からは毎月産業医による作業場等の巡視を実施している。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の開示を請求する権利が保障されているが、同条の規定による開示の請求をした者が公文書の開示を受けるためには、当該開示の請求をした時点において、実施機関の保有する公文書が存在していることが前提となる。

当審査会は、公文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、対象公文書の存否等について、以下判断するものである。

2 対象公文書の保有の有無について

審査請求人の主張にあるとおり、安衛法第13条第1項及び安衛則第15条第1項の定めにより、産業医は原則として少なくとも毎月1回、作業場等を巡視しなければならないとされている。

このため、当審査会は実施機関に令和2年度及び3年度における産業医による作業場等の巡視の記録の提出を求めたところ、令和2年度は、5月・6月・7月・12月に、令和3年度は、6月・8月・10月・12月・2月における、職場巡視の記録が存在していたが、対象期間の間の記録は存在しないことを確認した。

実施機関は、本件開示請求の対象期間については年度末及び年度初めの繁忙期であり、また大量の相談業務を優先したため、作業場等の巡視を行っていなかったこと

を認めており、対象公文書が存在しないという実施機関の説明に矛盾はない。

以上のことから、対象期間に産業医による作業場等の巡視が行われたことはなく、その巡視に係る資料も存在しないと認められる。

その他、審査請求人は種々主張するが、いずれも安衛法及び安衛則に基づき職場の巡視が行われているはずであるという見解を前提とした主張であり、当審査会の上記判断を左右しない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

今回の事案は、安衛法及び安衛則に基づいて作成されているはずの公文書について、不存在を理由とした不開示決定がなされたことに起因している。

本審査請求を受けて、実施機関においては、今までの運用を見直し、令和4年度からは毎月産業医による作業場等の巡視を実施しているとの説明があったが、改めて法令を遵守し、業務遂行に必要な公文書の作成及び保管を求めるものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年 6月 22日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を収受
令和 5年 12月 21日 (第331回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 6年 1月 18日 (第332回審査会)	・実施機関から公文書不開示決定理由を聴取 ・審議
令和 6年 2月 15日 (第333回審査会)	・審議
令和 6年 3月 21日 (第334回審査会)	・審議
令和 6年 4月 11日 (第335回審査会)	・審議
令和 6年 5月 8日 (第336回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山崎 暁彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者